

Title	北京大学蔵西漢竹書『趙正書』における「秦」叙述
Author(s)	工藤, 卓司
Citation	中国研究集刊. 2017, 63, p. 188-212
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70152
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

北京大学蔵西漢竹書『趙正書』における「秦」叙述

工藤卓司

一、はじめに

二〇〇九年初め、北京大学に完簡・残簡含めて三三四六枚にも及ぶ竹簡群が寄贈された。同年三月には歴史・考古・中文各科の専門家による出土文献研究所が設立され、整理研究が行われることになる。その結果、この竹簡群には『蒼頡篇』や『老子』のみならず、『周訓』『妄稽』『反淫』等の未知の文献が多数含まれていることが明らかとなった。また、書写年代については術数関係の竹簡に「孝景元年」の紀年が記されているが、その書体と比較的成熟した漢隸に近いことから、各文献で若干の差異が認められるものの、大体は武帝時代、多くはその後期のものであり、遅くとも宣帝期を下らないと考えら

れている。いずれにせよ、戦国から前漢期にかけての中国思想史、或いは中国文化史を補う資料と期待してよいだろう。

本稿で扱う『趙正書』もその内の一篇である。「趙正」が秦の始皇帝を指していることは論を俟たない。全五十枚にも及ぶ竹簡上には『史記』の記載とは異なる、秦王趙正の死の直前から帝国の滅亡までの物語が記されていた。それは正しく前漢の人々が秦末の歴史について語った新たなテクストであり、『史記』の記述を相対化する可能性を秘めたものであった。しかし注意が必要なのは、そこに語られる内容が「史実」であったか、確言できないことである。それらは本来史実だったのかもしれないが、『趙正書』というテクストの中に置かれることで新たな物語的意味を持つことになったと考えなくては

はならない。この点、『趙正書』は秦末についての歴史的新知見を提供するとは明確には言い難い。なぜなら、「史実」と後人の描く「像」とは簡単に分離できないからである。つまり、我々がそこに確実に見出すことができるのは、「漢代人が描く秦の像」に過ぎない。且つ『趙正書』は作者自身の評論を伴う。それは『趙正書』の物語が、何等かの目的を持って配列されていることを示唆しているように。

そうであるならば、『趙正書』は漢代という文脈の中で研究対象とするのが最も適当である。そこで本稿ではその文献的整理を行い、『史記』や前漢諸子文献中の「秦」叙述と比較検討を行う。それによって『趙正書』の描く「秦」、それが見据える主張とその思想的特色を明らかにすることが本稿の目的である。

二、『趙正書』の内容

(一) 書誌情報

『趙正書』の初歩的研究としては、『文物』二〇一一年第六期に掲載された概説及び趙化成氏の簡説がある(注一)。しかし、現在では『北京大学藏西漢竹書(叁)』下巻所載の趙化成氏の説明(注二)によるのが最も便利であ

る。まず、これによって本篇の基本情報を整理しておくことにしよう。

出土文献によっては篇名未詳のものも往々にしてあるが、幸い本篇は簡二裏の上端に近い箇所「趙正書」と記されていた。その字体は本文と一致するから、少なくとも本文の書写時点で既にこの篇名を有していたことがわかる。

竹簡数は全五十二枚。図版によれば、簡六と簡二三が上下に分裂していることが確認できるが、共に直接綴合可能である。綴合後、完簡は四十六枚、残簡は簡二・簡四・簡六・簡二八の四枚で計五十簡となり、欠損が比較的大きい簡二を除けば、その他は概ね状態もよく竹簡の遺失も無い。

完簡の長さは三〇・二から三〇・四ミリメートル、三道編線で契口がある。また、背面には劃痕が計六本(簡五〇〜八・簡七〜一六・簡一七〜二六・簡二五〜三二・簡三三〜四一・簡四〇〜四九)認められるが、簡二は劃痕の位置が丁度篇名の部分に当たり、篇名を傷つけるのを避けたためか、劃痕が見られない。無論、簡二は第二編線辺りで断絶し下半が欠落しているから断言はできないが、本来劃痕があったとは考え難い。しかし、この六本の劃痕が略ぼ全簡に及んで残されていることは、整理

作業上大きく役立つと思われる。

さて、各完簡には二八から三二字が記されており、総字数は一五〇〇字に近い。また全篇は篇首に円形墨点があつて提示符号となつている他は分章しない。つまり本篇は、その全てが最後段にある勾識符号以下の評論を導き出すための叙述なのである。

その字体は成熟した漢隷に近く、字形は寛扁、書風は雄健で、字勢は右上に向かつて傾斜しているのが特徴である。趙氏は、こうした字体・書風の特徴は北大漢簡のその他の文献と近く、その書写年代は前漢武帝期前後、用字・語彙や語法等から見ると、『趙正書』自体の成書年代は前漢早期に遡る可能性もあると指摘している。

(二) 『趙正書』の釈読

では、『趙正書』の内容を見ていくことにしよう。『趙正書』の釈読については、『北京大学蔵西漢竹書(叁)』所載の「釈文・注釈」の他、これまで数篇の研究成果が発表されている^{〔註3〕}。以下、それ等を踏まえながら筆者なりの釈読を示してみたい。なお上述の様に『趙正書』は本来分章しないが、本稿では原釈文に倣つて、その内容からI～VIの六段落に分けて見ていくことにする。

以下、簡文中の●は円形墨点、■は重文符号、くは勾

識符号、【】内の数字は竹簡番号、a・bは夫々破断竹簡の上・下を示す。また、()内の漢字は上の原字を読み改めたもの、□は不明瞭な字、…は欠損部分を意味し、「」内の漢字は欠損や脱字を補つたもの、四角で囲った文字は衍字である。なお文字等の考証については煩を避けるため、内容理解上重要な箇所のみ説明を加える。

趙正書【2裏】

I 〈秦王趙正の発病〉

●昔者、秦王趙正出旃(遊)天下、環(還)至白(柏)人而病。病薦(篤)、愚(喟)然流涕長大(太)息、謂左右曰、【1】「天命不可變于(乎)。吾未嘗病如此、悲□^{〔註4〕}……。」【2】而告之曰、「吾自視天命、年五十歲而死。吾行年十四而立、立卅七歲矣。吾當以今【3】(歲)^{〔註5〕}死、而不智(知)其月日、故出旃(遊)天下、欲以變氣易命、不可于(乎)。今病薦(篤)、幾死矣。其【4】亟日夜揄(進)、趣(趨)^{〔註6〕}。至白泉之置、母須後者。其謹微(微)密之、母令羣臣智(知)病。」

昔者、秦王趙正天下に出遊し、還るに白人に至りて病みたり。病篤く、喟然として涕を流し長太息し

て、左右に謂ひて曰く、「天命變ふべからざるか。吾れ未だ嘗て病みたること此のごときはなし、悲□……」と。……而して之に告げて曰く、「吾れ自ら天命を視るに、年五十歳にして死なん。吾れ行年十四にして立ち、立つこと卅七歳なり。吾れ當に今〔歳〕を以て死ぬべきも、其の月日を知らず、故に天下に出遊して、以て氣を變へ命を易へんと欲するも、可ならざるか。今病篤く、幾ど死なんとす。其れ亟かに日夜進みて、趨りて白泉の置に至り、後者を須つ母かれ。其れ微を謹みて之を密にし、羣臣をして病みたるを知らしむる母かれ」と。

II 〈胡亥の立太子〉

病即大甚、而【5】不能前、故復召丞相斯曰（注7）、「吾霸王之壽（壽）足矣、不奈吾子之孤【6a】弱何。【6b】（注8）……其後不勝大臣之分（紛）爭、爭侵主。吾聞之、牛馬鬪（鬪）而鬪（蚊）蚩（虻）死其下、大臣爭（而）（注9）齋（齊）民古（苦）。吾【7】衣（哀）令（憐）吾子之孤弱、及吾蒙容之民、死且不忘。其讒（議）所立。」丞相臣斯昧死【8】頓首（注10）言曰、「陛下萬歲之壽（壽）尚未央也。且斯非秦之產也、去故下秦、右主左【9】親、非有強臣者也。竊（竊）善陛下高議（議）、陛

下幸以爲糞土之臣、使教萬民、臣【10】竊（竊）幸甚。臣謹奉法令、陰脩甲兵、飭正（政）教、官鬪（鬪）士、尊大（注11）臣、盈其爵祿。使秦并【11】有天下、有其地、臣其王、名立於天下、執（勢）有周室之義、而王爲天子。臣聞不仁【12】者有所盡其財、母勇者有所盡其死。臣竊（竊）幸甚、至死及身不足。然而見疑【13】如此、臣等盡當僇（戮）死、以飽（報）於天下者也。」趙正流涕而謂斯曰、「吾非疑子也、子【14】吾忠臣也。其讒（議）所立。」丞相臣斯・御史大夫臣去疾昧死頓首言曰、「今道遠而詔【15】期窘（羣）臣（注12）。恐大臣之有謀。請立子胡亥爲代後。」王曰、「可。」

病即ち大いに甚しくして、前（注7）む能はず、故に復た丞相斯を召して曰く、「吾が霸王の壽は足れるも、吾が子の孤弱を奈何ともせず。……其の後、大臣の紛争に勝（注8）へざらば、争は主を侵さん。吾れ之を聞けり、牛馬鬪ひて蚊虻は其の下に死に、大臣争ひて齊民苦しむと。吾れ吾が子の孤弱を哀憐（注9）み、吾が蒙容の民に及びては、死すとも且つ忘れず。其れ立つる所を讒（注10）れ」と。丞相臣斯昧死頓首して言ひて曰く、「陛下萬歳の壽は尚ほ未だ央（注11）きざるなり。且つ斯は秦の産に非ざるなり（注12）、故を去りて秦に下り、主を右にして親を左にするも（注13）、強臣有る者に非

ざるなり。竊に陛下の高議を善しとするに、陛下幸にして以て糞土の臣と爲して、萬民を教へしむるは、臣の竊に幸甚とするところなり。臣謹しみて法令を奉じ、陰に甲兵を脩め、政教を飭し、鬪士に官し、大臣を尊び、其の爵祿を盈たさしむ。秦をして天下を并有し、其の地を有し、其の王を臣とせしむれば、名は天下に立ち、勢は周室の義有りて、王は天子と爲れり。臣は聞けり、仁ならざる者は其の財を盡くす所有り、勇母き者は其の死を盡くす所有りと。臣の竊に幸甚とするは、死の身に及ぶに至るも足らざるところなり。然り而して疑はるること此のごとし。臣等は盡く當に戮死して以て天下に報ずべき者なり」と。趙正涕を流して斯に謂ひて曰く、「吾れ子を疑ふに非ざるなり、子は吾が忠臣なり。其れ立つる所を議れ」と。丞相臣斯・御史大夫臣去疾味死頓首して言ひて曰く、「今、道遠くして詔して群臣に期せり。大臣の謀有るを恐る。請ふ、子胡亥を立てて代後と爲さんことを」と。王曰く、「可なり」と。

III 〈胡亥の即位とその施政への子嬰の諫言〉

王死而胡亥立、即殺其【16】兄夫（扶）胥（蘇）、中尉

恬、大赦（赦）罪人、而免隸臣高以爲郎中令注15。因夷其宗族、壞（壞）其社稷（稷）、【17】燔其律令及古（故）世之藏（藏）。有（又）欲起屬車萬乘以扶（撫）天下、曰、「且與天下更始。」子嬰進【18】間（諫）曰、「不可。臣聞之、芬（芥）莖未根而生周（凋）昏（時）同注16、天地相去遠而陰陽氣合、五國十二【19】諸侯、民之者（嗜）欲不同而意不異。夫趙王（遷）鉅（遽）殺良將李（微）（微）而用顛（顛）聚、燕王【20】喜而軻（軻）之謀而倍（背）秦之約、齊王建遂殺其古（故）世之忠臣而后勝之議（議）注17。此三君【21】者、皆冬（終）以失其國而失（殃）其身。是皆大臣之謀、而社稷（稷）之神零（靈）福也。今王欲一日（旦）【22】而棄去之、臣竊（竊）以爲不可注18。臣聞之、輕慮不可以【23 a】治固（國）注19、蜀（獨）勇不可以存將、同力【23 b】可以舉重、比心壹智可以勝眾、而弱勝強者、上下調而多力壹也。今國危適（敵）必（比）、【24】鬪（鬪）士在外、而內自夷宗族、誅羣忠臣、而立無節（節）行之人、是內使羣臣不相信、【25】而外使鬪（鬪）士之意離也。臣竊（竊）以爲不可。」秦王胡亥弗聽、遂行其意、殺兄夫（扶）【26】胥（蘇）、中尉恬、立高爲郎中令、出旃（遊）天下。

王死して胡亥立ち、即ち其の兄扶蘇・中尉恬を殺し、罪人を大赦して、隸臣高を免じて以て郎中令と

爲さんとす。其の宗族を夷し、其の社稷を壞ち、其の律令及び故世の藏を燔き、又た屬車萬乘を起こして以て天下を撫んぜんと欲するに因りて、曰く、「且に天下と更始せんとす」と。子嬰進み諫めて曰く、「可ならず。臣之を聞けり、芥莛は未だ根つかずして生凋の時は同じく、天地は相ひ去ること遠くして陰陽の氣は合ふと。五國十二諸侯、民の嗜欲は同じからざるも意は異ならず。夫れ趙王〔遷〕は遽に良將李衡を殺して顔聚を用ひ、燕王喜は軻の謀を而て秦の約に背き、齊王建は遂に其の故世の忠臣を殺すに后勝の議を而てす。此の三君は、皆終に以て其の國を失ひて其の身に殃ひせり。是れ皆な大臣の謀なるも、社稷の神靈は福せり。今、王一旦にして之を棄去せんと欲するは、臣竊に以て可ならずと爲す。臣之を聞けり、輕慮は以て國を治むべからず、獨勇は以て將を存すべからずと。力を同じくすれば以て重きを擧ぐべく、心を比はせ智を壹にすれば以て眾に勝つべし。而して弱の強に勝つ者は、上下調ひて多力壹なり。今、國は危く敵は比ふに、鬪士は外に在るも、内に自ら宗族を夷し、羣忠臣を誅して、節行無きの人を立つるは、是れ内に羣臣をして相ひ信ぜざらしめて、外に鬪士の意をして離れせ

しむるなり。臣竊に以て可ならずと爲さんと。秦王胡亥聽かず、遂に其の意を行ひて、兄の扶蘇・中尉恬を殺し、高を立てて郎中令と爲して、天下に出遊せり。

IV 〈李斯の罪状告白〉

後三年〔注20〕、有〔又〕欲殺丞相斯。斯曰、「先王之所
【27】〔謂〕牛馬鬪〔鬪〕而閔〔蚊〕蚩〔虵〕死其下、大臣爭而齎〔齊〕民古〔苦〕、此之謂夫。」斯且死、故上書曰〔注22〕、「可【28】道其罪足以死于〔乎〕。臣爲秦相卅餘歲矣、逕〔逮〕秦之跡〔陝？〕而王之約〔弱〕。臣謹悉始時、秦地方不【29】過數百里、兵不過數萬人。臣謹悉意壹智、陰行謀臣、齎之金玉、使旃〔遊〕諸【30】侯。而陰脩甲兵【注24】、飭〔政教、官〕鬪〔鬪〕士【注25】、尊大臣、盈其爵祿。故冬〔終〕以魯韓而弱魏、有〔又〕破【31】趙而夷燕・代、平齊・楚、破屠其民、盡威〔滅〕其國而虜其王、立秦爲天子者、吾罪【32】一矣。地非不足也、北馳胡幕〔漠〕【注26】、南入定巴蜀、入南海、擊大越、非欲有其王、以見秦【33】之彊者、吾罪二矣。尊大臣、盈其爵祿、以固其身者、吾罪三矣。更劾〔刻〕畫斗甬〔桶〕【34】度量、壹文章、布之天下【注27】、以樹秦之名者、吾罪四矣。立社稷〔稷〕、脩宗廟、以明主之【35】

賢者、吾罪五矣。治馳道、興旂（遊）觀、以見王之得志者、吾罪六矣。綏（緩）刑罰而薄【36】賦斂、以見主之德厭其惠（注28）、故萬民戴主、至死不忘者、吾罪七矣。若斯之爲【37】人臣者、罪足以死久矣。上幸而盡其能力、以至於今。願上察視之。」秦王胡亥【38】弗聽、而遂殺斯。

後三年して、又た丞相斯を殺さんと欲す。斯曰く、「先王の所〔謂〕る牛馬闘ひて蚊虻其の下に死に、大臣争ひて齊民苦しむとは、此の謂ひか」と。斯且に死されんとす、故に書を上りて曰く、「其の罪は以て死さるるに足ると道ふべきか。臣秦相と爲りて卅餘歳なり。秦の陔くして王の弱きときに逮る。始めの時、秦の地は方數百里に過ぎず、兵は數萬人に過ぎず。臣謹みて意を悉くし智を壹にして、陰に謀臣を行かせ、之に金玉を齎へ、諸侯に遊ばしむ。而して陰に甲兵を脩め、「政教を」飭し、闘士〔に官し〕、大臣を尊び、其の爵祿を盈たさしむ。故に終に以て韓を脅して魏を弱め、又た趙を破りて燕・代を夷げ、齊・楚を平らげ、破りて其の民を屠り、盡く其の國を滅ぼして其の王を虜にし、秦を立てて天子と爲せるは、吾が罪の一なり。地は足らざるに非ざるも、北のかた胡漠に馳せ、南のかた入りて巴蜀

を定め、南海に入り、大越を撃ち、其の王を有たんと欲するに非ずして、以て秦の疆を見せしは、吾が罪の二なり。大臣を尊び、其の爵祿を盈たして、以て其の身を固むるは、吾が罪の三なり。更めて斗桶度量に刻畫し、文章を壹にし、之を天下に布きて、以て秦の名を樹てしは、吾が罪の四なり。社稷を立て、宗廟を脩めて、以て主の賢なるを明らかにせしは、吾が罪の五なり。馳道を治め、遊觀を興して、以て王の志を得たるを見せしは、吾が罪の六なり。刑罰を緩くして賦斂を薄くして、以て主の德其の惠を眾くするを見ず、故に萬民は主を戴き、死に至るまで忘れざるは、吾が罪の七なり。斯の人臣たるがごときは、罪以て死さるるに足ること久しきも、上幸にして其の能力を盡くさしめて、以て今に至れり。願はくは上察かに之を視よ」と。秦王胡亥聽かずして、遂に斯を殺さんとす。

V 〈李斯の予見と胡亥の死〉

斯且死、故曰、「斯則死矣、見王之今從斯矣。雖然、遂出善言。臣聞【39】之、變古亂常、不死必亡。今日夷宗族、壞其社稷（稷）、燔其律令及古（故）世之藏（藏）、所【40】謂變古而亂常者也。王見病者乎。酒肉之惡、安

能食乎。破國亡家、善言之【41】惡、安能用乎。察注29
叢登（登）高智（知）其危矣、而不智（知）所以自安者、
前據白刃自智（知）且死、【42】而不智（知）所以自生
者。夫逆天道而倍（背）其鬼神、〔社稷〕之神零（靈）
福注30、威（滅）先人及自夷宗族、【43】壞其社稷（稷）、
燔其律令及中（終）注31人之功力、而求更始者、王勉之
矣。斯見其殃（殃）今至矣。【44】秦王胡亥弗聽、遂殺
斯。子嬰進聞（諫）曰、「不可。夫變俗而易法令、誅羣
忠臣、而【45】立無節（節）行之人、使以法從（縱）其
約（欲）注32、而行不義於天下、臣注33恐其有後咎。
大臣外謀【46】而百生（姓）内宛（怨）。今將軍張（章）
邯兵居外、卒士勞苦（苦）、委輸不給。外母注34適（敵）
而内有爭【47】臣之志、故曰危。」秦王胡亥弗聽、遂行
其意、殺丞相斯、立高、使行丞相・御史【48】之事。未
能冬（終）其年、而果殺胡亥。將軍張（章）邯入夷其
國、殺高。

斯且に死こゝろされんとす、故に曰く、「斯則に死まきされん
とするに、王の今に斯に従ふを見る。然りと雖も、
遂に善言を出ださん。臣之を聞けり、古を變へて常
を亂るは、死されざるとも必ず亡ぶと。今、自ら宗
族を夷し、其の社稷を壞ち、其律令及び故世の藏を
燔きしは、所謂る古を變へて常を亂る者なり。王よ
病者を見たるか、酒肉を之む惡むは、安ぞ能く食さん
か。破國亡家、善言を之む惡むは、安ぞ能く用ひん
か。高きに登るを察みて其の危きを知るも、自ら安き
所以の者を知らず、前に白刃に據りて自ら且に死さ
れんとするを知るも、自ら生ある所以の者を知ら
ず。夫も天道に逆らひて其の鬼神に背き、〔社稷〕
の神靈は福すとも、先人を滅ぼして、自ら宗族を夷
し、其の社稷を壞つに及び、其の律令を燔きて、人
の功力を終つくすに及びて、更始を求めんとするは、
王之を勉む。斯其の殃の今に至らんことを見る」
と。秦王胡亥聽かず、遂に斯を殺さんとす。子嬰進
み諫めて曰く、「可ならず。夫れ俗を變へて法令を
易かへ、羣忠臣を誅して、節行無きの人を立て、法を
以て其の欲を縱にせしめて、不義を天下に行はば、
臣其の後咎有らんことを恐る。大臣は外に謀りて百
姓は内に怨む。今、將軍章邯の兵は外に居り、卒士
は勞苦するも、委輸は給せず。外に敵母きも内に爭
臣の志有り、故に危と曰ふ」と。秦王胡亥聽かず、
遂に其の意を行ひて、丞相斯を殺し、高を立てて、
丞相・御史の事を行はしむ。未だ其の年を終ふ能は
ずして、果たして胡亥を殺せり。將軍章邯入りて其
の國を夷やぶげて、高を殺せり。

VI 〈評論〉

く曰、「胡亥所謂不【49】聽聞（諫）者也、立四年而身死國亡。」（注35）【50】

曰く、「胡亥は所謂る諫を聽かざる者なれば、立ちて四年にして身は死され國は亡べり」と。

三、『趙正書』の内容上の特色——『史記』との比較を通して

以上、筆者なりに『趙正書』の釈読を提示した。続いて、その内容上の特色について考察を加えてみたい。やはり注意を引くのは『史記』の記載との異同である（注36）。

（一）「白人」「白泉」について

特に重要な相違点として最初に挙げられるのは、始皇帝病没前後の記載である。まず、秦始皇本紀には「（始皇）平原津に至りて病む。（中略）七月丙寅、始皇沙丘平臺に崩ず」（注37）とあるが、『趙正書』では「白人」にて発病したことが明らかであるものの、その死地は明白ではない。Iの秦王趙正の言辭によれば、「白泉の置」を急ぎ目指していた筈だから、秦王の死地は「白人」か

ら「白泉の置」の間ということになるか。

ここで注意したいのは、この二地名が共に「白」を含むことである。原注は「白人」について、それが戦国趙の地「柏人」、即ち今の河北省邢台市隆尧県に当たるとする。また「白泉の置」について、「文献の記載には見えないが、（中略）その地は柏人から遠くないとすべきだ」と述べる。これに対して、陳劍氏は「白泉」は「甘泉」ではないかと指摘する（注38）。当時、甘泉には離宮があり、陝西省淳化県に遺址が残るが、巡幸の主要通過点でもあったから、陳氏の指摘は至極妥当に思える。

しかし、白人や白泉を実際の巡幸経由地に比定するよりも、そこに物語的な意味を読み取ることはできないか。この点、王子今氏の論考は示唆的である。王氏はまず、「白（柏）人」の象徴的意味を『史記』張耳陳余列伝の記事中に見出だす。高祖が韓王信の殘党を掃討しての帰途、趙を過ぎようとした時、趙相貫高等はその前年、高祖が趙王敖に不遜な態度をとったことに不満を抱き高祖暗殺未遂事件を起こす。その地が柏人であった。王氏は、高祖が「柏人」という地名を聞いて「人に迫るといふ意味だ」と考えて早々に立ち去っている点に注目している。また「白泉」について、『礼稽命徴』の「王者禮の制を得れば、則ち澤谷の中に白泉出で、之を飲め

ば、壽をして長からしむ」(注39)を引く。王氏は、こうした考えが『趙正書』の「白泉」を理解する上での一助となると指摘するのだが卓見である(注40)。自らの死の訪れを予感した秦王趙正が長生を想起させる「白泉」の地へと馳せようとし、結局叶わずに死を迎えるというのは、皮肉に富む、よくできた物語ではある。

ただ筆者は、『趙正書』が一篇の物語であることを踏まえる時、この二地が共に「白」を含む点に更なる意味を見出さない訳にはいかない。なぜなら、「秦」と「白」という結びつきが『史記』には屢々見られるからである。高祖本紀に記載された次の説話は特に著名である。劉邦は沛県の亭長として刑徒を伴って酈山へ向かったが、多くの逃亡者を出してしまったため任務を放棄し、残った十余人の壯士を連れて自らも逃亡を図る。その道中、酒に酔った劉邦は、道を塞いでいた大蛇を一刀両断して殺してしまう。後続の従者が聞いた老母の話によると、その大蛇は実は「白帝の子」であった。「赤帝の子」が来てそれを斬ってしまった、と言うのである(注41)。「赤帝の子」の出現によって、「道に当た」っていた「白帝の子」の命運は尽き、「赤帝の子」は「白帝の子」を斬ることによって道を切り開くのである。この「白帝の子」が秦を象徴していることは非常に見易い。

秦と「白帝」との関係については、『史記』封禪書に「秦の襄公既に侯たりて、西垂に居り、自ら少皞の神を主つかさどらんと以爲ひて、西時を作り、白帝を祠まつる」(注42)とあり、その後、文公や猷公も「白帝」を祀っている。劉邦斬蛇の物語は、こうした秦の故事と関連するものだろう。『史記』の記載によれば、始皇帝が天下を統一すると水徳を採用して黒を上んだとされるが、春秋戦国時代の秦は西の辺境に居ることを自覚し、西方の神白帝を崇め、白を重視していたことになる(注43)。

津田左右吉は嘗て、劉邦斬蛇説話における秦と「白」、高祖と「赤」の結びつきは五徳転移の思想とは関係なく方位に由来するもので、漢代以後配当されたものだと考えた(注44)。これに対して、加藤繁はこの説話を「終始五徳の説に依つて、秦を金徳とし、漢を火徳とし、漢が秦に打ち勝つて天下に君臨したことの正当であることを示すもの」として、高祖在世中に作られたと論じる(注45)。また、板野長八は漢火徳説を漢を堯の後裔とする説に基づくとし、その漢堯後説は董仲舒系の人々から出たと述べている(注46)。今、この論争に深く立ち入る余裕はないが、秦に「白」を重ねることの意義は別として、そうした思考が少なくとも『史記』以前に存したことは確かである。そして、それが武帝期以降の漢火徳説が広まるに

随って、多くの人々に認知される様になったろうことは、『趙正書』について考える上で非常に興味深い。『趙正書』の「白人」「白泉」も、実在した地名を表しているのではなく、秦Ⅱ「白」という古くからのイメージが、漢代を背景として、作者の思考に影響した結果なのではなからうか。

(二) 「御史大夫去疾」について

続いて、秦始皇本紀には「三十七年十月癸丑、始皇出遊す。左丞相斯は従ひ、右丞相去疾は守たり」(注47)とあるが、『趙正書』の場合は丞相李斯・御史大夫馮去疾であり、両者共に始皇最後の巡幸に随行している。この点も『史記』と『趙正書』との相違である。

まずは官職について述べる。『漢書』百官公卿表上(注48)によれば、秦は左右二人の丞相を置いていたが、高祖の即位以来一人となり、高祖十一年(前一九六)に相国へと名称変更されている。恵帝六年(前一九九)に再び左右二人の丞相が置かれるが、文帝二年(前一七八)には一人に戻され(注49)、元寿二年(前二)に大司徒と呼ばれる様になるまで大きな変更はなかった様である。『史記』漢興以来将相名臣表や『漢書』百官公卿表下では、高祖九年に蕭何が相国に遷ったとあり、年代の

記載に若干の相違があるものの、その変遷については略ぼこの通りであったと考えてよい。

秦が丞相を初めて設置したのは武王二年(前三二〇)である。統一後の帝号選定の際には王綰のみ丞相として挙げられているが、二八年の郿邪台刻石には隗林・王綰二人の名が見えている。やはり左右二人の丞相を置いていたのだろう。李斯が丞相となったのは列伝によると統一後のことで、秦始皇本紀の始皇三十四年に「丞相李斯」とあるから、遅くともこの時期には丞相だったことがわかる。一方の馮去疾については、その実績は殆どわからない。始皇三十七年に咸陽留守を命じられた時「右丞相」として登場し、二世二年に獄中自殺するまでその職にあったというくらいである。

では何故、「右丞相」である筈の馮去疾が、『趙正書』では「御史大夫」とされたのか。始皇三十七年時の御史大夫については明白ではない。しかし、二世元年の会稽刻石には「御史大夫臣徳」とあるから、おそらくはこの「徳」なる人物だったろう。では、『趙正書』は何故馮去疾を御史大夫としたのか。様々な可能性があるが、ここでは二つの可能性を挙げてみたい。一つは混同による誤解である。帝号選定に際し、上奏者として「丞相綰・御史大夫劫・廷尉斯等」が挙げられていた。この「御史

大夫劫」は將軍馮劫であり、二世二年に去疾と共に自殺した人物である。この二人の馮氏を混同した可能性が無い訳ではなからう。

もう一つは秦制を漢制によって説明し直した結果、馮去疾を御史大夫としたという可能性である。御史大夫は本来監察機関である御史府の長官であったが、実際の職掌は副丞相であった^(註50)。つまり、秦代における右丞相は、漢代の一丞相制下における御史大夫に相当する訳である。さすれば、作者或いは読者が秦制に詳しくない場合、意識的無意識的問わず、本来「右丞相」であるべきものを「御史大夫」へと改編した可能性もある。

以上二つの可能性について触れたが、いずれにせよ、『趙正書』が右丞相である筈の馮去疾を御史大夫とする点に鑑みる時、史実としての「秦」と『趙正書』との間には若干の距離がある様に思われる。この「距離」は必ずしも時間的な隔絶を指す訳ではない。「秦」に関する知識からの隔絶と言っておいた方がよいかもされない。つまり、『趙正書』がたとえ漢初に成立していたとしても、著者や読者群が秦を熟知していなかったか、或いは成書年代が稍々下る可能性を示すものである。

さて『趙正書』では、李斯も馮去疾も始皇の巡幸に随伴していた。続いて、この点について考察を加えよう。

馮去疾が登場するのは、胡亥の立太子に関する場面のみであるが、この場面は『趙正書』の物語の中で大きなポイントである。『史記』が始皇帝死後、李斯・趙高等が謀議の上、遺詔の篡改を経て胡亥を即位させたとしていることは広く知られているが、これに反して、『趙正書』の描く胡亥の即位は一応、秦王趙正が群臣の推戴に従った結果としてある。つまり、『趙正書』の場合、胡亥の即位を陰謀の結果とはせず、正当な手順を経てのものである。秦始皇本紀において、始皇の死後、李斯が最も恐れたのが「諸公子及び天下に變有」ることであつたのに対し、『趙正書』の李斯等が「大臣の謀」を恐れているのも、この点に起因していよう。胡亥は正当な手順を経て即位する訳だから、諸公子には異論を差し挟む余地はない。胡亥の即位は、趙正の意を汲んだ丞相李斯や御史大夫馮去疾による推戴によって、その正当性を保証されているのだ。

この点は更に、『趙正書』全篇の構成とも関係している。『趙正書』が趙正の死に臨んで、去疾をも登場させて胡亥の立太子を建言させるのは、趙正が群臣の意見に耳を傾ける君主であつたことを強調するものである。本篇の主旨が、「諫を聴かざる者」胡亥を糾弾するものであつたことを想起されたい。その胡亥とは異なり、父

趙正は死に臨んでいたとはいえ、群臣の言に耳を傾ける者であったのだ。咸陽にいた笮の馮去疾が巡幸に随行して立太子の建言を行うことになったのは、群臣の建言・臣下の諫言に対する二王の態度の対照性を強調するためだったのではなからうか。

(三) 二人の秦王

こうした二王の対照性は、『趙正書』の秦王趙正像にも大きな特徴を与えている。秦始皇本紀には「始皇死を言ふを惡めば、羣臣も敢て死事を言ふ莫し」^(註35)とあった。『史記』が描く始皇像は正しく尉繚が評した「蜂準、長目、摯鳥膺、豺聲、恩少くして虎狼の心あり、約に居りては易しく人の下に出で、志を得るも亦た輕しく人を食らふ」^(註36)その儘で、激怒することは屢々あつても涙を見せることは決してなかった。更に「怛にして人を信じず」^(註37)ともあった。しかし、『趙正書』の趙正は自らの寿命が尽きんとするに臨んで、生に対する執着を涙まで流して素直に吐露し、その出游自体も延命を期してのものとしてある^(註38)。また、自らの死期の近いことを悟るや、弧弱の子胡亥の将来まで心配する親心まで覗かせて再び落涙すると共に、李斯等を心から頼っている。こうした始皇帝像は従来見られなかったものであり、

『趙正書』の著しい特徴の一つとなっている。

従って、『趙正書』における趙高は「節行無きの人」(簡二五及び簡四六)と評され、李斯殺害後、丞相及び御史大夫の職を兼任する人物として登場するが、それ程重要な役割を担わされていない。本篇が趙高に与えるのは、胡亥に拔擢されて、臣下同士の対立を惹起するという役割に過ぎないのである。『史記』では子嬰によって誘殺される趙高が、『趙正書』においては章邯によって殺されてしまうのは、本人が招いた内外対立の結末としてあるのだが、それは本篇の中心的テーマではない。なぜなら、趙高の死は子嬰の「今將軍章邯兵居外、卒士勞苦、委輸不給。外毋敵而内有爭臣之志、故曰危」という諫言に應じてのものだからである。子嬰の諫言に耳を傾けなかったばかりに、争臣の心より「卒士勞苦、委輸不給」という状況が生じ、趙高(内)と章邯(外)との間の軋轢を経て、最終的に章邯による趙高殺害が生じるのだ。それは皮肉にも、秦王趙正が死を目前にして危惧した情勢であったが、『趙正書』の重心はやはり諫言への対応に置かれている。それ故、『史記』に見える扶蘇・蒙恬の自殺や蒙毅殺害に関する詳細な顛末は『趙正書』には必要無い。それとは逆に、『史記』には一度しかない子嬰の諫言が、『趙正書』では二度に渡って行われ、

いずれも胡亥によって拒絶されていることは、趙正と胡亥、二人の秦王の対照性を強く際立たせるだろう。『趙正書』の叙述の矛先は、あくまでも諫言を聴かざる胡亥へと向けられているのである。

(四) 小結

以上、『史記』との相違から、『趙正書』の特色について考察を進めてきた。『史記』と『趙正書』との間では共通点も少なくないが、本節では如上の相違点を見出した。また考察の結果として、(1)「秦」⇔「白」というイメージが反映されていること、(2) 史実としての「秦」とは若干の距離があること、(3) 全編に渡って「諫を聴かざる者」胡亥を強調する工夫が行われていること等の特徴を指摘した。とりわけ三点目は、本篇の主旨に直接関わるものであり、『史記』には見られなかった始皇帝の新たな一面をも呈している。趙正と胡亥、この二人の秦王の対照性こそが、『趙正書』における物語の核心なのである。

四、『趙正書』の思想上の位置

前節では『史記』との比較を通して、『趙正書』の特

色について述べた。続いて『趙正書』の中国思想史における位置について、漢初の思想文献との比較を通じて考察を進めてみたい。

(一) 『趙正書』の政治的立場―諫言内容を手懸りとして
既述の様に、『趙正書』の主張は評論部分に明らかであった。即ち、諫言に耳を傾けない君主は滅亡の憂目に遭うと言うのである。しかし、こうした主張は諸子に普遍的に見られるから、そこに特色を見出すのは難しい。ただし、その諫言内容に着目し、前漢諸子文献と比較する時、若干の思想的特色を見出すことができる様に思われる。

『趙正書』には「秦王胡亥弗聽」の句が四度に渡って用いられている。最初はⅢに見える。秦王となった胡亥は扶蘇・蒙恬を殺し、大赦を行って趙高を郎中令にしようとする。また、宗族を殺し、社稷を破壊し、律令や代々の蔵を焼くなどした上で巡幸しようとするのである。胡亥の「更始」を求める宣言には新政への意欲が見て取れよう。それに対して子嬰は諫める。まず批判するのは、胡亥が社稷を破壊しようとした点である。嘗て趙・燕・斉の三王は「大臣の謀」によって亡国の君となってしまったが、社稷はなお福を下した。それなのに

胡亥は即位後直ちに社稷を破壊しようとする。子嬰はまず、この点を不可としている。次に、山東の敵に対して挙国一致すべき時に、胡亥が宗族忠臣を殺して、趙高を重用しようとする点も問題視し、胡亥に翻意を促すのである。しかし、胡亥は聴かず、扶蘇と蒙恬を殺して趙高を抜擢し、天下巡遊へと出発してしまう。

ここには秦王趙正の死後に生じた政治的対立を見ない訳にはいかない。胡亥が「更始」しようとしたのに対して、子嬰は保守的立場から諫言を行っているのである。それは革新と保守の対立だったと言ってよい。

同様の観点からの胡亥批判は、Vの李斯と子嬰の諫言にも見られる。李斯は刑死させられるに及んで、胡亥の死も近いことを予見する一方で、胡亥に対して最後の「善言」を提供していた。その中に、「今自夷宗族、壞其社稷、燔其律令及故世之藏、所謂變古而亂常者也」とある。胡亥の政治を「古を變へて常を亂る」ものと規定していることがわかる。続く子嬰も、「俗を變へて法令を易ふ」ものだと述べる。李斯や子嬰からすれば、胡亥の政治は秦王趙政の政治からの刷新を図るものとして映じているのである。そうした政治的变化を求める胡亥に対し、李斯や子嬰が反対していることは明らかであろう。彼らの諫言は政治的不変を希求するものであったと言える。

こうして見ると、IVの李斯の言葉も同様の意味として把握できそうである。IVで胡亥は李斯を殺害しようとするのだが、李斯は自身の三十余年にも及ぶ秦への忠勤とその功績とを敢て七罪として示し、「若斯之爲人臣者、罪足以死久矣。上幸而盡其能力、以至於今」と述べていた。臣下として長年行ってきたことが罪だと言うなら、死罪に当たること既に久しい。しかし、秦王はその才能を尽くさせてくれて今に至っている。それなのに何故、今死罪に処せられるのか、というのが彼の意である。李斯の所謂「今」の前後で、政治的状況が劇的に変化していることが明白である。この一文にも胡亥が実行しようとする政治的変革に対する批判意識が反映していると考えてよい。

この様に『趙正書』に見られる秦王胡亥に対する諫言は、多く保守的な見解を主としたものであった。李斯や子嬰は胡亥の「更始」を求める新政に対して批判を行っているのである。換言すれば、それは政治的「不変」の主張だったと言える。

(二) 前漢初期の秦史観―陸賈と賈誼の場合

では、こうした主張は漢代思想という脈絡の中でどのような位置にあるのか。「暴秦」「無道秦」といった直接批

判の言説から脱して、「秦」を政治的視点から最初に捉えたのは陸賈であつた。その秦批判の論点は多岐に渡るが、本論の内容と特に関係するのは次の様な視点である。陸賈が折々高祖の前で『詩』『書』を称賛している。高祖が「迺公馬上に居りて之を得たるに、安ぞ詩・書を事とせんや」と悪態をついたことがあつた。それに對して陸賈は「馬上に居りて之を得るとも、寧ろ馬上を以て之を治むべけんや。且つ湯武は逆も取るも順を以て之を守れり。文武並用するは、長久の術なり。昔者、吳王夫差・智伯は武を極めて亡び、秦は刑法に任じて變はらずして、卒に趙氏を滅ぼせり。郷さきに秦をして已に天下を并せ、仁義を行ひ、先聖を法とせしむれば、陛下は安ぞ得て之を有せんや」^(注56)と言ふ。陸賈が高祖に對して「逆取」から「順守」、つまり「極武」「任刑法」から「仁義」への政治的転換を求めていることがわかる。その中で、秦は「刑法に任じて不変」であつたために滅亡を招いたと語られるのである。

この様な秦に対する視点をより深化させたのは文帝期の賈誼である。彼はその著「過秦論」で秦の滅亡について、「一夫難を作して、七廟は墮たれ、身は人の手に死し、天下の笑と爲るは何ぞや。仁心施さずして、攻守の勢異なればなり」^(注56)と述べている。孝公以來、「六世

の餘烈」によって漸く果たした天下統一の夢も、凡夫陳渉の拳兵によつてあつとつ間に滅んでしまつた。なぜか。「仁心」の欠如と攻守の勢が異なつていたためだと言ふ。賈誼も陸賈と同様、「取と守とは術を同じくせず」と考へているのである。その上で、「取」時の「詐力」には一定の評価を与えているものの、「守」時には「仁心」を用うべしとする。故に「秦は戰國を離れて天下に王たりと雖も、其の道易へず、其の政改めず、是を以て其の之を取る所以なるも、孤獨にして之を有つ、故に其の亡ぶこと立ちて待つべきなり」^(注57)と秦を批判するのである。また賈誼は、秦王（始皇帝）から二世・子嬰に至るまで、「不変」「不改」の過に氣づかなかつたことも滅亡を招いた原因だと言ふ。このようにして賈誼も、秦の事蹟を反措定としながら、文帝に對して政治的變革を求めるのである。

以上、陸賈と賈誼の描く秦について述べたが、彼等に共通するのは、秦が「不変」だつたために滅亡したという点、そして君主に對して政治的「變化」を求めている点である^(注58)。「趙正書」における李斯と子嬰の諫言がいずれも、胡亥の政治的「變化」を鋭く批判し、保守的立場を表明していたのとは対照的である。

(三) 『春秋繁露』堯舜不擅移湯武不專殺と『塩鉄論』の「大夫」の立場

さて、秦の政治的「変化」という観点が伝世文献において初めて見えるのは、『春秋繁露』である。堯舜不擅移湯武不專殺に「王者は、天の予ふ所なり。其の伐つ所は、皆な天の奪ふ所なり。(中略)故に夏に道無くんば而ち殷之を伐ち、殷に道無くんば而ち周之を伐ち、周に道無くんば而ち秦之を伐ち、秦に道無くんば而ち漢之を伐つ。道有るが道無きを伐つ、此れ天理なり」(注99)とある。ここでは夏から漢までの王朝交代を「天」や「天理」や「道」との関係において論じているのだが、各王朝が有道から無道へと変化することで、次の有道の王朝の正当性が担保されていることがわかる。その中で、秦もまた有道から無道へと変化する。有道でなければ天与の王者となることができなしいし、無道でなければ次の漢の正当性が主張できないからである。ここからは、「道」が唯一のものとして語られていることが明らかとなる。この点、陸賈や賈誼が秦の天下統一から漢への交代までの歴史的变化を説明するに当たり、一方では「仁義」による政治への転換を訴えつつも、他方ではある種の環境条件を設定してまで「逆取」や「詐力」に一定の評価を与えていたのとは大きく異なる。『春秋繁露』はここで、

唯一の「道」、そしてそれを支える「天」とを導入して、王朝交代の歴史に解釈を加えているのである(注100)。

また、『塩鉄論』に非軼と題する一篇がある。篇名が示す通り、「文学」側の意図は商軼批判を通じて「今」を批判することにあつた。「文学」は「商軼は重刑峭法を以て秦國の基と爲す、故に二世にして奪はる」(注101)と云う。秦の滅亡を商軼にまで遡って追及するのである。対する「大夫」は次の様に反駁を加える。「秦は商君に任じて、國は以て富強し、其の後、卒に六國を併せて帝業を成せり。二世の時に及びて、邪臣擅斷すれば、公道は行はれず、諸侯は叛弛し、宗廟は墮亡す。(中略)周道の成るは、周公の力なり。裨諲の草創有りと雖も、子産の潤色無く、文武の規矩有るも、周呂の鑿柄無くんば、則ち功業は成らざりしならん。今、趙高の秦を亡ぼすを以てして商軼を非るは、猶ほ崇虎の殷を亂るを以てして伊尹を非るがごときなり」(注102)と。秦の滅亡は邪臣趙高の専横が招いたことであつて、決して商軼の所爲ではなく、そればかりか、秦が帝業を成すことができたのはその商軼の功績だと弁護しているのである。「大夫」と「文学」との間で商軼に対する評価が異なることが容易に看取されるだろう。概して『塩鉄論』では、秦に対する評価が「賢良・文学」と「大夫」との間で截然と分

かれている。「大夫」は秦を擁護し、「賢良・文学」は秦へ批判を加えるのだが、非執にもその見解の相違が現れているのである。ただし、双方の言説における「秦」が、共に当時の「漢」を反映したものであることは注意を要する。つまり、「賢良・文学」は「秦」否定を通して体制を批判し、「大夫」は「秦」を肯定することで体制を擁護している訳である。その中で、本論の関心上注目されるのは、「文学」とは対照的に、「大夫」が二世以前と以後とで、秦に政治的「変化」があったと見ている点である。尚且つ、その変化は滅亡へと向かうものとして語られる。それは、体制擁護を目的とする「大夫」にあっては当然の帰結であった。

(四) 小結

以上、前漢の秦についての言説について、政治的变化という観点に着目して述べてきた。陸賈と賈誼は、秦の滅亡をその政治的不変にあると見、変化を求めている。これに対して、『春秋繁露』には秦が有道から無道へと変化したとする言説があり、『塩鉄論』の「大夫」にもまた、二世時における変化が滅亡を招いたとする言説があった。これらは政治的变化を求めない主張だと言つてよい。これを『趙正書』の諫言内容と比較する時、『春

秋繁露』や『塩鉄論』の「大夫」の論点に近いことが明らかとなる。無論、これをもって『趙正書』の成書年代について確定的な判断を下そうというのではない。しかし、次の様な推測は一応成り立つと思われる。まず、趙化成氏が言う様に、『趙正書』が漢初に成立していた可能性も否定できないが、もしそうだとしても、その思想は漢初の世界ではそれ程受け入れられなかったのではないか。また、『趙正書』と史実としての「秦」との距離は近くはなく、また秦に「白」のイメージを重ねる思考が反映されていた。加えて、その諫言には『春秋繁露』や『塩鉄論』との共通点を見出すことができた。そうであるならば、『趙正書』は武帝期以降の思潮と深く関連する文献と見てよいのではなからうか。

かく見る時、『趙正書』が描く構図が、武帝の死前後の状況に酷似すると思われるのは筆者だけではない筈だ。強烈なカリスマであった武帝の発病後、僅か八歳の昭帝が太子に立てられて即位し、「專權自恣」(金史)の霍光の補佐を受けながら、武帝以来の塩鉄専売制が緩和される。しかし、それをめぐっては臣下間で対立が生じ、遂には謀反に関与したとされて武帝治世に力を発揮した桑公羊は誅殺されている。『趙正書』の物語はそうした昭帝期の世界を背景として編まれたのではないか。趙正

の死から胡亥の新政、趙高の重用、功臣李斯の死等、『趙正書』に重なる点が多い。しかしそうでなくとも、その内容が当時の人々の関心を引いたことは確実である。『趙正書』が前漢中期に書写された竹簡として現代に甦ってきたのはそのためであろう。

五、おわりに

以上、本稿では北大漢簡『趙正書』について検討を加えてきた。本稿の内容をまとめると以下の様になる。

まず、先行研究を参考にしながら、筆者なりの釈文を提示した。続いて、『史記』の記述との比較を通じて、『趙正書』の叙述の特色として、(1)「秦」＝「白」というイメージが反映されていること、(2)史実としての「秦」とは若干の距離があること、(3)全編に渡って「諫を聴かざる者」としての胡亥を強調する工夫が行われていることの三点を指摘した。更に前漢思想文献との比較を行い、『趙正書』の思想的傾向について論じた。それは政治的不変を主張する立場から、諫言を受け入れることの重要性を訴えるものであった。そして最後に、そうした『趙正書』が武帝期以後、殊に昭帝期の思潮と密接な関係にある可能性を指摘したのである。しかし、

それは『趙正書』の物語が直ちに昭帝期に成立したということを意味しない。物語の成立や成書問題はより慎重に考察されなければならないだろう。筆者はただ、『趙正書』という文献が昭帝期の政治的或いは社会的問題を背景として書写され、そして幾らかの読者を一時的にしろ獲得したのではないかということ述べたまでである。ただし、かく『趙正書』を昭帝期の文脈に置いて見る時、それは既に単なる秦についての歴史物語ではないことに気づかされよう。それは保守的立場から、革新を目指す政治権力に対抗する言説として見ることができるのである。

注

- (1) 北京大学出土文献研究所「北京大学藏西汉竹书概説」、「文物」二〇一一年第六期(総六六一期)(二〇一一年六月)、頁四九～五五、及び趙化成「北大藏西汉竹书《趙正書》簡説」、同、頁六四～六六は後に共に李学勤等主編『古代簡牘保護与整理研究』(中西書局、二〇一二年)、頁三三一～三三七及び頁二四八～二五二収録。また日本では藤田忠「北京大学蔵西汉竹书「趙正書」について」、「国士館人文学」第二号(通巻四四号)(二〇一二年三月)、頁一〇九～一二三がある。

(2) 北京大学出土文献研究所編『北京大学藏西漢竹書(卷)』(上海古籍出版社、二〇一五年)、下、頁一八七。

(3) 紫竹道人「北大漢簡《趙正書》注釈小議」(<http://www.gwz.fudan.edu.cn/forum/forum.php?mod=viewthread&tid=7734>、二〇一五年一月一四日)・王寧「讀北大漢簡《趙正書》札記」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2393、二〇一五年二月二日)・無名氏「北大漢簡三《趙正書》補札」(<http://www.bsm.org.cn/bbs/read.php?tid=3300>、二〇一五年一月一四日)・姚磊「北大藏漢簡《趙正書》札記二則」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2413、二〇一六年一月一日)・同「北大藏漢簡《趙正書》積文補正」(『古典整理研究學刊』二〇一六年第一期、頁一七八)、何茂活「北大簡《趙正書》補議一則—与姚磊先生商榷」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2415、二〇一六年一月二日)・無名氏「《趙正書》29「王之弱」」(<http://www.gwz.fudan.edu.cn/forum/forum.php?mod=viewthread&tid=7778>、二〇一六年一月二日)等がある。

(4) 原注にある様に、「悲」下の一字ははつきりせず、その下は十三、四字残欠する。

(5) 簡四の上端は欠損、本来一、二文字あったと思われる。今、「歳」字を補う。

(6) 原積文では「掄」を「輪」、「趣」を「趨」とする。しかし、

王寧は「輪」の多くは物品に用い、人に用いるには不適だと
して、「掄」を「引(引領)」とした上で、「掄」下に「行」字
があったのではないかと指摘する。また、「趣(趨)」と「至」
は連続すべきだとも言う。姚磊「補正」は「掄(輪)」に
いて、陳偉編『里耶秦簡牘校釈』(武漢大学出版社、二〇一二年)
の「媼爲史」についての解釈(頁三四八)を参考として「進」
と解している。今、概ね王説・姚説に従うが、「行」字は増さ
なかった。

(7) 原注が指摘する様に、ここで「復召」と言うのは、前に一
度召見していることを示す。恐らく簡二の残欠部分に李斯を
召見した部分があったと思われる。

(8) 簡六b下方は欠損、本来二、三字があったと考えられる。

(9) 簡二八「大臣争而齋民古」によって、「争」後に「而」字を
補う。

(10) 「昧死頓首」は伝世文献では用例が少ない。姚磊「補正」は
後漢蔡邕の「独断」等を根拠として、『趙正書』の成書年代の
下限を王莽以前とする。

(11) 原積文では簡一一は完簡とされているが、写真版を見ると、
「土尊大」の辺りで断裂していたかの様な印象を受ける。そこ
で姚磊「札記」は、『趙正書』中に刮削が徹底されていない情
況があると考えている。それに対して何茂活は、そうした箇
所が「隙間も無いほど密接に合わさることを証明している。

(12) 原注では以下の二つの読み方を提示する。一は「寤」を「羣」とし、「詔期羣臣」が上文の「其議所立」を指すという読み方。もう一は、「寤」を「寤」の異体字と見て、「緊迫」の意ととり、「今道遠而詔期寤、臣恐大臣之有謀」と断句する読み方である。「詔期」は『管子』立政に見えるが「徵召之期」（張佩綸）の意であり、ここでは不適。「詔期は寤れり」（姚鼐「補正」と読めないこともないが、今、前者に従った。「期」は、求める、待つ）の意。

(13) 李斯は楚人、故に下文に「去故」と言う。原注は下文の「糞土」を「棄土」と解して、「去故」と「棄土」とは同義だとするが、下文は「糞土」。『漢書』東方朔伝に「糞土愚臣」とある。価値のない臣下という謙辞。

(14) 原注は、古人は右を尊ぶので、「右主左親」とは君主を上とし、親戚を下とすることだと言う。右左を相対的に捉えるのが妥当だが、「右」字自体にも『淮南子』汎論「右鬼非命」の様に尊ぶの意がある。或いは、佑けるの意か。また「左」は、『漢書』張陳王周伝に「左親戚、棄墳墓、去故舊」とあり、顔師古は「言其乖避而委離之」と注す。離れるの意。上文「去故下秦」との連続から考えると、この意味も捨てがたい。

(15) 「中尉恬」は蒙恬。原注も指摘する様に、彼の当時の官位については「史記」と異なる。また、「隸臣高」は趙高。蒙恬列伝によると、趙高は始皇の死に際して中車府令の職にあった

が、その身分は隸臣であった。また、秦始皇本紀二世元年に「趙高爲郎中令」とある。

(16) この句について原注は二説を挙げる。一は「芥」も「菑」も香草の一種とし、かつ「香（春）」を「香」の訛字だとして、「芬苗未根而生凋香同」と解釈するもの、一は「香」を「純（皆）」として、「生凋皆同」と解釈するものである。これに対して王寧は後文の「天地相去遠而陰陽氣合」から、「芬」と「菑」とは対照的な植物でなければ文意が成り立たないとして「芥」を「芥」、また、「香」も「豈（時）」が訛ったものだとする。今、王氏に従う。

(17) 『史記』蒙恬列伝に「臣聞、故趙王遷殺其良臣李牧而用顔聚、燕王喜陰用荊軻之謀而倍秦之約、齊王建殺其故世忠臣而用后勝之議。此三君者、皆各以變古者失其國而殃及其身」とあり、原注は「簡文では趙王遷は『趙王鉅』に作り、李牧は『李徵（徵）』に作っていて、いずれも伝世文獻では見られないものだ」と指摘する。王寧は「趙王」について「遷」と「鉅」の声韻が懸隔しており、通假字と見なせないことから、「王」下に「遷」字を書き洩らしたものと推測し、「鉅」は「遽」であると言う。また、「李徵」の「徵」については「徵」の仮借字だとし、声韻関係から「牧」「墨」「黒」と通用することを論証している。今、王氏に従っておく。

(18) 姚鼐「補正」が指摘する様に、蒙恬列伝に「主欲一旦弃去之、

臣竊以爲不可」とあるから、「日」は「旦」としてよいだろう。

(19) 原注が指摘する様に、蒙恬列伝に「輕慮者不可以治國、獨智者不可以存君」とあるから、「固」は「國」の誤り。

(20) 李斯の卒年について、『史記』には二世二年(李斯列伝)と二世三年(秦始皇本紀)の二説がある。

(21) 簡二八上端は欠損。恐らく「謂」字があつたものと考えられる。今、補う。

(22) 原注が指摘する様に、以下、李斯列伝と重複するが文字には出入がある。

(23) 王寧は「約」を「少」と解して、当時秦の勢力が弱小だったことを指すと言う。しかし、無名氏『趙正書』29「王之弱」は多くの例証を挙げて「約」を「弱」とし、柔弱の意とする。

「王」は胡亥であると考えられ、「約」は「王」に係るから、「弱少」の意とするのがよいだろう。

(24) 原注が指摘する様に、「兵」下の重文符号は衍文。今、削る。

(25) 李斯列伝及び簡一一に従つて補う。

(26) 原注は「幕」を「漠」、匈奴の南界を意味するとして、李斯列伝の「北逐胡貉」とは文意が異なると言う。これに対して、紫竹道人は古書に「貉」と「莫」とが相通ずる例が有り、「貉」の異体字「貊」も「幕」と通じることから、「胡幕」と「胡貉」とは同じだと述べる。しかし、下文「南入定巴蜀」に注目した場合、地域名としてとる方がよいか。

(27) 原釈文では李斯列伝に従つて「更劾(刻)畫斗甬(桶)、度量壹、文章布之天下」と断句しているが、今、原注が挙げる別説に従つた。

(28) 王寧は李斯列伝の「以遂主得衆之心」を根拠として、「以見主之德衆其惠」と断句し、「見」は示すの意、「德衆」は「得衆人之心」、「其」は李斯列伝句中の「之」に当たるとするが、文意が通じない。本稿では断句は王説に従つたが、読みは従わなかつた。

(29) 『吳越春秋』勾踐入臣外伝の伍子胥の言葉の中に「臣聞、桀登高自知危、然不知所以自安也、前據白刃自知死、而不知所以自存也」とある。原注は更に声韻に注目して、「察(初母月部)は「桀」(群母月部)と読むべきだと言う。しかし、紫竹道人は「察」と「桀」とは、一は初母字、一は群母字であるから、それらが相通ずと言うのは明確な根拠がない」と指摘し、王寧も「察」は字の通りに読むべきで、観察・察看の意だ」と述べる。今、紫竹道人・王説に従う。

(30) 原釈文は「夫逆天道而倍(背)其鬼神之神零福」であるが、王寧は簡二二に「而社稷之神零福也」とあることから、もとは「夫逆天道而倍(背)其鬼神、(社稷)之神零福」だったのではないかと指摘する。今、王説に従う。

(31) 王寧は「中」は「終」ではないかとし、「極」「窮」「尽」の意だとする。今、従う。

(32) 原注は「從」を「縦」と読み、「約」(影母葉部)を「欲」

(余母屋部)に読む。しかし、紫竹道人は、「約」には古く求

取の意があり、「要」に同じだとして、「從其約」は、其の求

める所に従うという意味だと言う。両者で文字の隸定は異な

るが、大意は変わらないので、今、原注に従って読んでおく。

(33) 不義を行う対象は、「天下の臣」ではなく「天下」ではない

か。『史記』楚世家に「行不義於天下也」とある。そうすると、

ここの重文符合も衍字であろう。今、削る。

(34) 姚鼐「補正」は『呉越春秋』勾踐帰国外伝の「外有侵境之敵、

内有争臣之震」を根拠として、「母」は「有」、「志」は「震」

の訛だと言うが、『趙正書』の場合、外敵はほとんど意識され

ておらず、内の問題に重点が置かれている。『塩鉄論』論功に

秦の滅亡を論じて「外無敵國之憂、而内自縦恣也」とあるの

を参考にすべきか。今、原釈に従う。

(35) 簡五〇の下端は半分以上空白となっている。

(36) 趙化成「《趙正書》与《史記》相關記載異同之比較」、『北京

大学蔵西漢竹書(叁)』、下、頁二九九～三〇二がある。

(37) 「至平原津而病。(中略)七月丙寅、始皇崩於沙丘平臺。」司

馬遷『史記』(中華書局、二〇一三年)、卷六、頁三三二。

(38) 王寧論文参照。

(39) 「王者得禮之制、則澤谷之中白泉出、飲之、使壽長。」李昉

等『太平御覽』(中華書局、一九六〇年)、卷八七三、頁三八

七〇上。また、同書卷五二二所引の「礼稽命徴」にも「得禮

之制、澤谷之中有赤鳥・白玉・赤蛇・赤龍・赤木・白泉生出、

飲酌之、使壽長」とある(頁三三七四)。

(40) 以上、王子今「論『趙正書』言『秦王』「出旂天下」」、『魯

東大学学报(哲学社会科学版)』第三三卷第二期(二〇一六年

三月)、頁五四～五九参照。

(41) 「高祖被酒、夜徑澤中、令一人行前。行前者還報曰、「前有

大蛇當徑、願還。」高祖醉曰、「壯士行、何畏。」乃前、拔劍擊

斬蛇。蛇遂分爲兩、徑開。行數里、醉、因臥。後人來至蛇所、

有一老嫗夜哭。人問、「何哭。」嫗曰、「人殺吾子、故哭之。」

人曰、「嫗子何爲見殺。」嫗曰、「吾子、白帝子也、化爲蛇、當

道、今爲赤帝子斬之、故哭。」人乃以嫗爲不誠、欲告之、嫗因

忽不見。後人至、高祖覺。後人告高祖、高祖乃心獨喜、自負。

諸從者日益畏之。」『史記』、卷八、頁四三八～四三九。

(42) 「秦襄公既侯、居西垂、自以爲主少嗥之神、作西時、祠白帝」

云々。『史記』、卷二八、頁一六二六。

(43) 他にも次の様な例がある。「二世夢白虎鬣其左驂馬、殺之。

心不樂、怪問占夢。卜曰、「涇水爲祟。」『史記』、卷六、頁三

四二。占夢は涇水の祟りだとするが、本来、「左驂馬」は丞相

趙高を、「白虎」は二世乃至は秦を暗示し、趙高を殺せという

警告的啓示として解すべきであったろう。

(44) 津田左右吉「漢代政治思想の一面」、第一章、もと『滿鮮地

理歴史研究報告』第一一号（一九二六年九月）、頁一〜一七六、
後、『津田左右吉全集』第一七卷（岩波書店、一九六五年）、
頁三〜五八。

(45) 加藤繁「白帝の子赤帝の子に斬らるといふ説話について」、
『支那学雑草』（生活社、一九四四年）、頁一九〇〜二〇六。他
に箭内巨「秦漢の受命と五行説」、『史学雑誌』第三六編第四
号（一九二五年四月）、頁一〜九も同様の説を提示している。

(46) 板野長八「班固の漢王朝神話」、第四節、もと、歴史学研究
会編『歴史学研究』第四七九号（一九八〇年四月）、頁一〜一
六所収、後、『儒教成立史の研究』（岩波書店、一九九五年）、
頁四七八〜四八七。なお板野氏は断蛇説話について、『漢書』
が蛇を殺したものを直に高祖に当てていることを問題視し、
「赤帝の子」とは蚩尤の兵、即ち蛇を斬った剣と解すべきだと
考えている。

(47) 「三十七年十月癸丑、始皇出遊。左丞相斯從、右丞相去疾守。」
『史記』、卷六、頁三二七。

(48) 「相國・丞相、皆秦官、金印紫綬、掌丞天子助理萬機。秦有
左右、高帝即位、置一丞相、十一年更名相國、綠綬。孝惠・
高后置左右丞相、文帝二年復置一丞相。有兩長史、秩千石。
哀帝元壽二年更名大司徒。」班固『漢書』（中華書局、一九六
二年）、卷一九上、頁七二四〜七二五。

(49) 『漢書』百官公卿表下によると、文帝元年八月辛未に右丞相

周勃を免じ、左丞相陳平を丞相としているから、正確に言え
ば文帝元年八月以降ということになる。

(50) 「秦官、位上卿、銀印青綬、掌副丞相。」『漢書』、卷一九上、
頁七二五。

(51) 「始皇惡言死、羣臣莫敢言死事。」『史記』、卷六、頁三三二。

(52) 「秦王爲人、蜂準、長目、擊鳥膺、豺聲、少恩而虎狼心、居
約易出入下、得志亦輕食人。」『史記』、卷六、頁二九三。

(53) 「夫秦王怙而不信人。」『史記』、卷七三、頁二八二七。

(54) 王子今氏が指摘する様に、この点は始皇帝の死後、扶蘇に
対して発せられた偽詔に「朕巡天下、禱祠名山諸神以延壽命」
（『史記』李斯列伝）とあるのに一致する。

(55) 「居馬上得之、寧可以馬上治之乎。且湯武逆取而以順守之、
文武並用、長久之術也。昔者吳王夫差智伯極武而亡、秦任刑
法不變、卒滅趙氏。卿使秦已并天下、行仁義、法先聖、陛下
安得而有之。」『史記』、卷三七、頁三二五〜三二五二。

(56) 「一夫作難、而七廟墮、身死人手、爲天下笑者何也。仁心不
施、而攻守之勢異也。」賈誼『新書』（台湾中華書局、一九八
三年台四版）、卷一、葉三表。

(57) 「秦雖離戰國而王天下、其道不易、其政不改、是以其所以取
之也、孤獨而有之、故其亡可立而待也。」『新書』、卷一、葉三
裏〜四表。

(58) 武帝期の嚴安が「周失之弱、秦失之彊、不變之患也」と述

べるのも陸賈や賈誼に共通するものであろう。『史記』、卷一
一一、頁三五五九。

(59) 「王者、天之所予也。其所伐、皆天之所奪也。(中略) 故夏
無道而殷伐之、殷無道而周伐之、周無道而秦伐之、秦無道而
漢伐之。有道伐無道、此天理也。」蘇輿『春秋繁露義証』(中
華書局、一九九二年)、卷七、頁二一〇。

(60) ただし、秦を有道から無道へ変化したと見るのは、『春秋繁
露』堯舜不擅移湯武不專殺に特有なものである。『漢書』董仲
舒伝によれば、董仲舒は「秦」について「至周之末世、大爲
亡道、以失天下。秦繼其後、獨不能改、又益甚之、重禁文學、
不得挾書、棄捐禮誼而惡聞之、其心欲盡滅先王之道、而顛爲
自恣苟簡之治、故立爲天子十四歲而國破亡矣」や「師申商之法、
行韓非之說、憎帝王之道、以貪狼爲俗、非有文德以教訓於天
下也」と述べており、秦を無道だと捉えることはあつても有
道とは見えていない。

(61) 「商鞅以重刑峭法爲秦國基、故二世而奪。」王利器『塩鉄論
校注』(中華書局、一九九二年)、卷二、頁九四。こうした見
方は賈誼にも見えている。

(62) 「秦任商君、國以富強、其後卒并六國而成帝業。及二世之時、
邪臣擅斷、公道不行、諸侯叛弛、宗廟墮亡。(中略) 周道之成、
周公之力也。雖有裨諶之草創、無子產之潤色、有文武之規矩、
而無周呂之鑿柄、則功業不成。今以趙高之亡秦而非商鞅、猶

以崇虎亂殷而非伊尹也。」『塩鉄論校注』、卷二、頁九四。
(63) 『漢書』、卷六八、頁二九三五。